

新潟市都市計画マスターplanの改定について

◎都市計画マスターplan（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、
都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスターplan改定を見据えた見直し

・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスターplan」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に対する見直しを行なう。

○「都市マス」策定から10年以上が経過

・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

■今後の進め方

○有識者で構成される「都市計画マスターplan策定検討委員会」を設置し、令和3年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び市議会へ隨時、報告しながら、市議会にて議決を予定

■各区自治協議会へのお願い

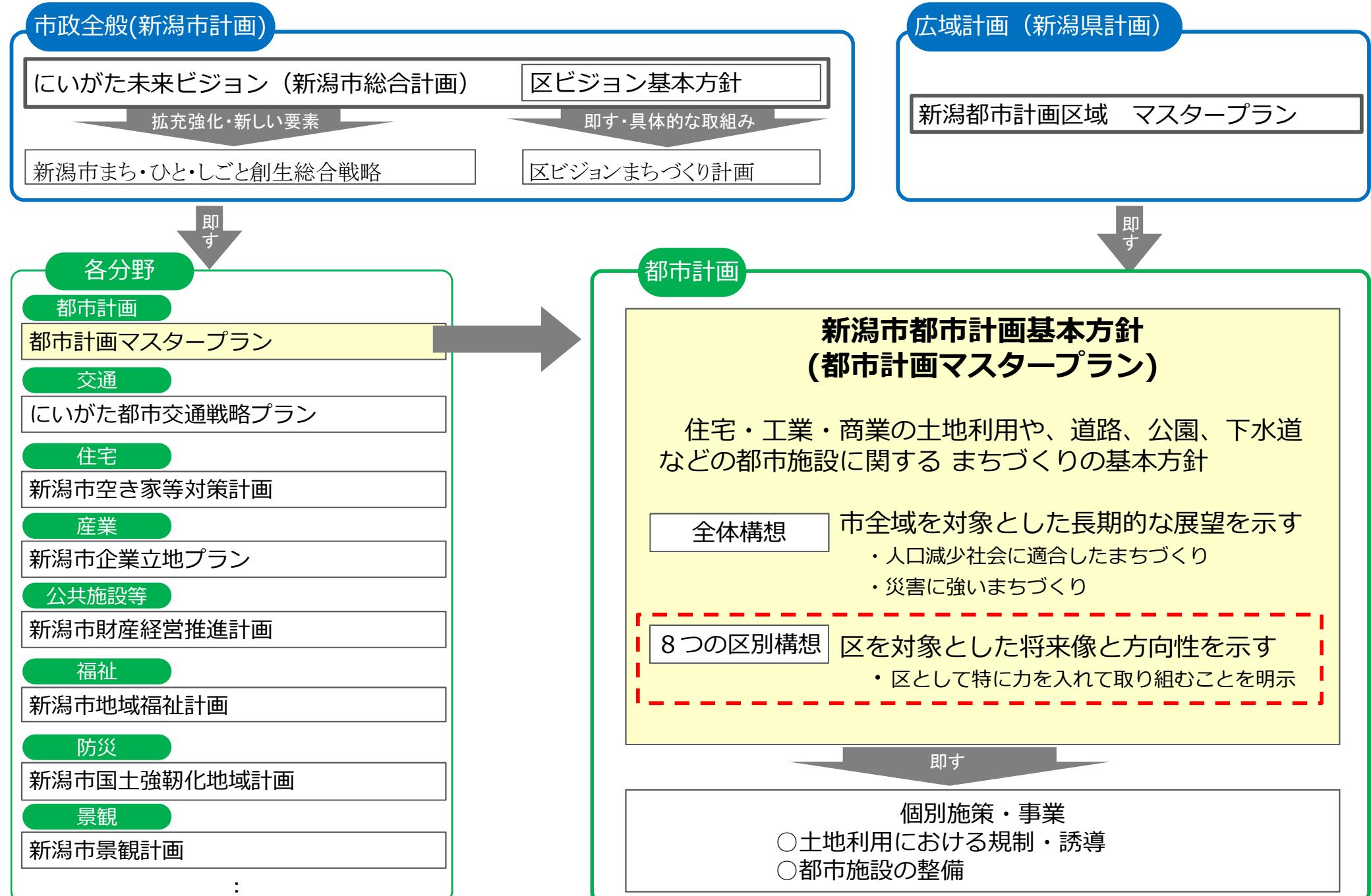
○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たりご意見をお願いしたい。

※ 現在の都市マスにおける「区別構想」は、別添のとおり

○スケジュール

概ね年内中に区別構想の素案を提示しますので、意見聴取をお願いします。

都市計画マスター プランの位置づけと構成



北 区

《北区の将来像》－区ビジョン基本方針より－
～豊かな自然の中で人やものが交流する、安全で活力あふれるまち～

《区づくりの方向性》

- ①新潟東港周辺を産業拠点と位置づけ、国際物流拠点としての港湾機能を活かした活力あるまちづくりを進めます。
- ②福島潟や海辺の森、田園など豊かな水辺や緑を保全・活用した潤いのあるまちづくりを進めます。
- ③葛塚地区を地域拠点、松浜地区を生活拠点としてにぎわいのある、暮らしの質を高める拠点づくりを進めます。
- ④(仮称)新潟中央環状道路などの整備を進め、市内の交通連携軸を構築するとともに、区内のネットワークの強化を図ります。

図 北区構想図

